

令和5年6月15日
こども未来部保育課

認可外保育施設等保護者負担軽減事業について

本年10月から認可保育所における第2子保育料を無償化することを踏まえ、現在の『認可外保育施設等保護者負担軽減事業』の内容を10月以降、次のとおり変更する。

1 現行事業の概要

(1) 目的

認可外保育施設等を利用する家庭の保育料や利用料の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。

(2) 補助対象者

区内に在住し、保育の必要性の認定を受けて認可外保育施設等を利用する児童の保護者

(3) 対象施設

認証保育所や家庭福祉員、その他の認可外保育施設など

(4) 補助金額（詳細は別紙のとおり）

- ・0～2歳児クラス及び3～5歳児クラスで区分し、児童の人数、保護者の住民税所得割額に応じて補助金額を設定
- ・国の無償化制度の対象外である0～2歳児クラスの課税世帯についても、区独自で補助を実施（所得制限あり）

(5) 多子カウント

未就学児童の中でカウント

（例：小学生の兄姉のいる3歳児クラスの利用児童の場合は第1子とカウント）

2 変更後の事業概要（詳細は別紙のとおり）

(1) 変更の目的

本年10月から認可保育所における第2子保育料を無償化することに伴い、認可外保育施設に通う第2子以降の保育料を負担する世帯との間で負担の格差が生じることから、補助金額を拡充し、負担の軽減を図る。

本年10月以降、都補助金（認可外保育施設利用支援事業補助金）の多子世帯支援分が拡充されることから、最大限活用する。

(2) 補助金額

① 第2子以降の補助金額を拡充

認可保育所において、第2子保育料が所得によらず無償化されることから、第2子以降の補助金額をすべての年齢（0～5歳児クラス）において所得によらず一律にするとともに、金額を拡充する。

年齢	児童	変更前	変更後
0～2歳児クラス	第2子 以降	所得により 0円～50,000円	67,000円
3～5歳児クラス		所得により 37,000円～50,000円	57,000円

② 0～2歳児クラスの非課税世帯及び3～5歳児クラスの第1子の補助金額を拡充

上記①との整合性を図るため、すでに無償化となっている0～2歳児クラスの非課税世帯及び3～5歳児クラスの第1子についても補助金額を拡充する。

年齢	児童	変更前	変更後
0～2歳児クラス (非課税世帯)	第1子	42,000円	67,000円
3～5歳児クラス		37,000円	57,000円

(3) 多子カウント

小学生以上を含む、実際の第1子、第2子、第3子以降でカウント

3 その他

0～2歳児クラスの課税世帯の第1子については、今年度行う令和6年4月以降の認可保育料改定の検討に併せて検討する。

別紙

1 現行の補助金額

0～2歳児クラス（月額・上限額）

住民税所得割額	住民税非課税	75千円未満	75～215千円未満	215～397千円未満	397千円～
第1子	42,000	30,000	20,000	10,000	0
第2子		40,000	30,000	15,000	
第3子以降		50,000	50,000	40,000	

3～5歳児クラス（月額・上限額）

住民税所得割額	住民税非課税	75千円未満	75～215千円未満	215～397千円未満	397千円～
第1子	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
第2子	40,000	40,000			
第3子以降	50,000	50,000	40,000		

2 変更後の補助金額

0～2歳児クラス（月額・上限額）

住民税所得割額	住民税非課税	75千円未満	75～215千円未満	215～397千円未満	397千円～
第1子	67,000	30,000	20,000	10,000	0
第2子		67,000	67,000	67,000	67,000
第3子以降					

※太枠内の金額を拡充

3～5歳児クラス（月額・上限額）

住民税所得割額	住民税非課税	75千円未満	75～215千円未満	215～397千円未満	397千円～
第1子	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000
第2子					
第3子以降					

※太枠内の金額を拡充

【参考】国制度・都補助制度

			国制度		都制度(利用支援事業)		(国制度+都制度)
			幼児教育・保育の無償化		利用者支援 都補助1/2	多子世帯支援 都補助10/10	活用時の 補助上限額
補助基準額	0～2歳児クラス	課税世帯	第1子	対象外	40,000	対象外	40,000
			第2子			27,000	67,000
			第3子以降				
	3～5歳児クラス	非課税世帯	第1子	42,000	25,000	対象外	67,000
			第2子		対象外	25,000	
			第3子以降				
			第1子	37,000	20,000	対象外	57,000
			第2子		対象外	20,000	
			第3子以降				